

改元を通してみた天皇

——「昭和」改元と「平成」改元の比較分析——

鈴木洋仁

一 はじめに

二〇一六年の夏、天皇のいわゆる「生前退位」をめぐる議論が沸騰した。それだけでなく、ここ数年、二〇一四年には『昭和天皇実録』が刊行され、二〇一五年には太平洋戦争終結の「ご聖断」の舞台となった皇居・御文庫が五十年ぶりに公開される等、日本における天皇への関心は、依然として高い。また、東北をはじめとした被災地訪問や、フィリピンへの慰霊の旅など、その動向は、常に世間の耳目を集めている。天皇とは、いかなる存在なのか。その問いは、日本にとどまらず、世界的な広がりを持っている（↓補論参照）。

本稿は、「平成」改元にあたって、時の官房長官・小渕恵三が昭和六十四年（一九八九）一月七日午後二時三十六分から、首相官邸で行った記者会見を分析することによって、大日本帝国憲法と日本国憲法における天皇とはいかなる存在なのか、その位置づけの相違を考察する。

明治のはじめに「一世一元」を定めた後の改元は、天皇という可死的肉体を起点として測られる。すなわち、改元は、天皇の生き死によつて定められる。この改元こそ、「日本」という国家を生きる国民としての一体感と被 \parallel 支配感を与える「時間支配」の最も端的な発露だったことを、本稿の考察によつて明らかにする。

本稿が使う「時間支配」は、政治学者・原武史が論じた概念であ

る。原は、「時間支配」と「視覚的支配」を対置したうえで、「昭和」とりわけ、第一次世界大戦から第二次世界大戦にいたる戦中期を、「視覚的支配」から「時間支配」への移り変わりの時期だと位置付けている^①。

原は、この「視覚的支配」を「ある特定の人物を主体とする具体的・直接的な支配^②」と定義する。「視覚的支配」とは、より具体的には、近代日本において、天皇が巡幸と呼ばれる大規模な地方旅行を通じて、自らの身体を国民にさらすことよって、その権威や権力を見せつけて国民を服従させる支配形態である。

これに対して、「時間支配」を、「時に支配者自身も含めて、同じ時間に全国民が同じ行為をしていると想像することで、非常に強い国家意識がつくられる^③」と、原は定義している。これは、より細かく言えば、天皇にまつわる祝祭日や記念日などの「同じ時間」、あるいは、「特定の時間」に、東京の宮城や靖国神社などの方角に向けて、国民を黙禱させたり、万歳を叫ばせたりすることにより、身体感覚を拠点とした日本国民としての一体感を与える支配様式である^④。

天皇が死ぬ、という特異点としての改元が、いかにして決められ、そして、どのように国民に知らされたのか。本稿は、その「昭和」と「平成」における変化を比較することよって、天皇の政治性、公開性、メディア性、という三点の違いを抽出する。そのうえで、

この三点の大きな違いについて、「時間支配」の観点から考察することよって、大日本帝国憲法下の「昭和」と日本国憲法下の「平成」、それぞれの改元を、近代天皇制史上に位置付ける。

周知のごとく、天皇は、大日本帝国憲法下における君主・主権者から、日本国憲法下においては「象徴」へと、その地位を変えた。この相違については、これまで数多くの論者よって考察されてきた。

本稿は、二つの憲法における天皇の位置づけの違いが、天皇そのものではなく、「平成」改元発表の記者会見においても現れている点を分析するものである。そして、この点において、先行研究との差異を主張するものである。

天皇の位置づけ、とりわけ日本国憲法における「象徴」について、近年では、渡辺治や富永望のように、その形成過程の研究が増えている。同時に、吉見俊哉や河西秀哉のように、「象徴」天皇が、いかにメディアにおいて表象されてきたのかを分析する研究も多くなっている。

あるいは、英語圏においても、明治後期の皇室の儀典を「常に天皇のまなざしの対象である自己という感覚を国民が身につけてゆくうえで、結果的には巡幸以上に効果的であった」と捉えたタカシ・フジタニ『天皇のページェント^⑤』は古典となつて久しい。フジタニは、その後も、さらに射程を広げた考察を展開している^⑩。また、

一九二八年の昭和大礼における天皇・裕仁の表象を中心に、政治学者・原武史の視点を敷衍して、一九二〇年代の日本におけるナショナリズムを考察したサンドラ・ウィルソンの業績も、注目に値する。

ただ、瀬畑源が整理するように、「実証研究が積み重ねられる一方で、研究の多様化と細分化が進み、天皇制を支える社会構造やイデオロギーをトータルで分析する視角が弱い」¹³。加えて、社会制度としては天皇制への反対や廃止意見を唱える世論はほとんど見られず、「象徴として安定しているが故に、天皇制に関する議論は深まらず、むしろ天皇皇后が、記者会見で『象徴とは何か』について繰り返し語るといふ状況が続いている」¹³。加えて、「象徴」を考えるにあたって、改元の場合はもちろん、元号に着目している先行研究は、管見の限り存在していない。中島三千男のように大喪の礼などの儀礼に着目したり、岩井克己のように被災地への慰問の増加等をもって今上天皇を「平成流」と評価したりする例もあるが、本稿は、天皇を対象としていない点において決定的に異なる。

「象徴」を直接問うていない近年の研究動向に対して、本稿は、天皇の言動や表象ではなく、改元の場合に焦点を絞る点で違いがある。上記の瀬畑源の整理を借りれば、「天皇制を支える社会構造やイデオロギーをトータルに分析する」ために、「平成」改元の記者会見を分析する。この分析を通じて、両憲法における天皇の位置づけの相違について、(一) 政治性Ⅱ天皇と政治・行政の関係性、(二)

公開性Ⅱ元号と改元を国民に向かって明らかにするか否か、(三) メディア性Ⅱ元号とメディアとの関係性、の三点を抽出する。

具体的には、大日本帝国憲法下で行われた「昭和」の改元発表と、日本国憲法下で行われた「平成」の改元発表を比較して、その変化を考察する。以下、次の順に論じる。まず、「昭和」と「平成」における改元が、同じ「一世一元」の原則を継承しつつも、法令のレベルで大きな差異があることを確かめた上で、なぜ、改元の場合に着目するのか、その理由を説明する(↓第二節)。そして、「昭和」と「平成」における改元の相違から、天皇の位置づけの相違について考察する(↓第三節)。最後に本稿の貢献を整理し、今後の課題を述べる(↓第四節)。

二 二つの憲法における天皇・改元の相違

本稿において「平成」改元に着目する理由は、日本における改元が、古来、天皇の権力を見せつける場面だったからである。そして、同じ「一世一元」を継承しながらも、大日本帝国憲法下の主権者から、日本国憲法における「象徴」への変化が端的にあらわれているのが、「両憲法における改元の相違だからである。そして、前章で提示したように、「平成」改元の場合の分析によって、(一) 政治性、(二) 公開性、(三) メディア性、の三点それぞれの相違を抽出でき

る。

この分析の前に、大日本帝国憲法と日本国憲法における天皇の位置づけについて、その違いを確かめておきたい。

もとより、元号は、中国において皇帝が時間を支配するという考え方に基づき、漢武帝の時代（西暦紀元前一四〇年）の「建元」⁽¹⁶⁾から始まった。日本でも、この考え方を取り入れて、西暦六四五年の「大化」を嚆矢とし、現在の「平成」まで二四六回の改元が行われてきた。日本の歴史上、天皇は今上天皇にいたるまで一二五代だが、改元の回数はその約二倍にのぼる。なぜなら、江戸期までは、政治的混乱からの脱出や、自然災害からの復興祈願など、天皇の権力や權威を見せつけるために、代替わりはもちろん、さまざまな理由で改元が行われてきたからだ。たとえば、後醍醐天皇（一二八八〜一三三九）は、二十一年の在位期間中、八回も改元し、その権力を周囲に誇示しようと試みている。⁽¹⁷⁾

そして、江戸期にも、実質的には幕府が元号を選んでいたとはいえ、改元の手続きは古代以来の伝統が踏襲されていた。藤田覚が説くように、「天皇による時間の支配を意味し、天皇による国土と人民の支配・統治を象徴する元号が維持されたことは、現代に至るまで大きな意味を持ち続けた」⁽¹⁸⁾のである。

こうした歴史的経緯があるため、一八六八年九月八日の「明治」改元にあたって、天皇一代、すなわち、天皇が即位してから、その

死去によって退位するまでの間に元号はひとつ、という「一世一元」⁽¹⁹⁾が、「二世一元の詔」⁽²⁰⁾によって定められて以降も、改元は、天皇の「時間支配」の重要な局面であり続けた。別の拙稿で明らかにしたように、「二世一元」は、ひとりの天皇が在位し存命中は常に同じ時間が流れていることを示している。その点で、「二世一元」は、天皇の権力を示すという古来の改元についての考え方を応用していた。⁽²¹⁾そして、大日本帝国憲法は、この「二世一元」を定めた後に、制定されているため、この改元し天皇の権力の誇示、という思想に基づいて設計されている。

大日本帝国憲法では、天皇について、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」（第一条）、「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」（第三条）、「および、「統治権ノ総覽者」（第四条）と定められていた。天皇は、君主であり、主権者であった。

そして、元号は、明治二十二年（一八八九）に制定された皇室典範によつて、「踐祚ノ後元号ヲ建テ、一世ノ間ニ再ビ改メザルコト、明治元年ノ定制ニ従フ」（第十二条）と定められ、「二世一元」が明記された。主権者たる天皇が即位するとともに、新しい元号を制定し、それは在位中し存命中は変えないことを、あらためて法律として定めた。また、明治四十二年（一九〇九）には、より細かい規則を規定する登極令において、「天皇踐祚ノ後ハ直チニ元号ヲ改ム。元号ハ枢密顧問ニ諮詢シタル後、之ヲ勅定ス」（第二条）、「および、

「元号ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス」（第三条）と規定する。天皇の側近である枢密顧問が新しい元号の候補を選んでから、最終的には勅定。天皇自らが決めるものとして明記されていた。加えて、その公表の仕方については、「詔書」を用いると書かれている。この「詔書」とは、明治四十年（一九〇七）の「公式令」において、「国家ノ大事」であり、法的効力を持つと定められた詔勅である。詔勅とは、教育勅語のように、天皇が公務として、その意思を明らかにする文書のことである。

このように、大日本帝国憲法下での改元は、最高権力者である天皇が出す最高度の文書によつて知らせていたのであり、古代以来の天皇の「時間支配」を顕現するイベントであった。これに対して、日本国憲法における改元は、いかなるものなのだろうか。

まず、日本国憲法は、「天皇は、日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」（第一条）と定めている。大日本帝国憲法下の主権者から、「象徴」へとその地位を変化させた。それとともに、天皇や元号について細則を定めていた皇室典範と登極令の二つの法令は、一九四七年の日本国憲法施行とともに廃止され、前者は新しく制定され直している。同じ「皇室典範」という名称を持ちながらも、現在のそれは旧憲法下とは名実ともにまったく異なり、改元はおろか、元号についても一切の記載がなくなった。日本国憲法下では、改元ばかりか、元号その

ものが、法的根拠を失つてしまったのである。一九四七年二月に現在の皇室典範が制定された当時、日本を占領していたGHQ内部に、元号の廃止を求める意見があつたためであり、加えて、日本国内の世論においても、一九五〇年には元号廃止を求める法案が参議院に提出されるほど、反対論が根強かつたからだ²¹。

国内外から元号についての異論が出ていたため、政府は、法令では定めず、国会等でその法的根拠の欠如を追及された場合には、「事実たる慣習」という考え方で、何とか乗り切つていた²²。しかし、一九七七年一月には日本社会党が、元号に反対する党の見解を公表し、あらためて元号廃止法案を提出する構えを見せる等、政治問題化してしまふ。このため、一九七八年に福田赳夫内閣が元号を法制化する方針を打ち出し、一九七九年六月の大平正芳内閣において、元号法案が可決・成立するに至つたのである²³。

この元号法は、「一 元号は、政令で定める。二 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める」とわずか二条しかない、日本の法令上、最も短いものだ。「昭和」までと同じく「一世一元」を定めている。そして、附則二において、「昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする」という「見なし規定」をつけ、「昭和」についての法的根拠を後付けしている。

こうして「昭和」の法的根拠については解決したものの、次の元号についてどう対処するかは未知数だつた。昭和六十三年当時、内

閣審議室長として新元号制定の実務責任者を務めた場順三は、「天皇陛下がお元氣なうちに亡くなられるときの準備をしているということになる」と、不敬という批判を受けかねない²⁴⁾として、「昭和」の次の元号を選ぶ作業を極秘裏に進めたと振り返っている。

そればかりか、「元号ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス」と明確に記載されていた大日本帝国憲法下の登極令に相当する法令は、日本国憲法下では定められていない。旧憲法では、最高権力者⇨天皇が、「時間支配」を見せつける場面であった改元が、先にも述べたとおり、皇位継承のときのみ改められる、と決められているだけである。

だからといって、「象徴」天皇の代替わりと改元が、日本国憲法下で完全に無関係になったわけではない。それどころか、直結する関係を継続しているのである。

「平成」改元が発表された一九八九年一月七日、すなわち、昭和六十四年最後の一日は、昭和天皇・裕仁が死去した日だ。そして、翌日、一月八日に明仁皇太子が踐祚⇨皇位を継承し、改元も同時に行われた。

すなわち、改元は、大日本帝国憲法における天皇の権限の発露であったのに対して、日本国憲法では、改元の位置づけは明記されていない。にもかかわらず、元号法は、「元号は、皇位の継承があった場合に限り改める」と規定し、「一世一元」という天皇の死去に

のみ合わせた改元を定めている。依然として改元は、天皇の位置づけと直結している。

旧憲法における君主⇨主権者たる天皇による改元と、現憲法における「象徴」たる天皇による改元は、「一世一元」という天皇の死去と直結する関係において性質を同じくしている。と同時に、前者での改元は、最高権力者による「時間支配」の顕現だと法制度上に明記してあったのに対して、後者における改元は、法制度上は意味を明示されていない。

本稿冒頭で参照した原武史によれば、天皇による「時間支配」は、明治から大正への改元から三年後、一九一五年の大正天皇即位の大礼⇨「大正大礼」即位令で初めて取り入れられたという。十一月十日、午後三時三十分、京都御所で行われた「紫宸殿の儀」において、時の首相・大隈重信の万歳に合わせて、全国各地で一斉に万歳が行われた²⁵⁾。この「大正大礼」こそ、まさしく、元号が「大正」へと改まった、その改元に際しての宮中祭祀にほかならない。

すなわち、大日本帝国憲法下の改元は、「明治」期を通して、皇室典範や登極令の制定によつて、天皇の「時間支配」の形として法制度上の整備が進められ、そして、「大正」への改元後の、宮中祭祀において初めて取り入れられたのである。

すなわち、改元それ自身が、直接、「時間支配」の発露となるのは、「大正」から「昭和」への代替わりを待たなければならなかつ

たのである。

ゆえに、大日本帝国憲法下における「時間支配」の顕現としての改元は、「昭和」でなければ、その意味を取り出すことができない。そして、日本国憲法下における改元は、現在までのところ、「昭和」から「平成」への一回だけである。

こうした状況に鑑みて、改元を通して見た天皇の位置づけを考察する本稿にとつては、「明治」や「大正」への改元ではなく、「昭和」と「平成」、その二つを取り上げて比較することこそ、適切な対象選択と言える。

ゆえに、二つの憲法における天皇の位置づけの相違を分析するにあたって、この改元の違いがリトマス試験紙になりうるのである。そして、日本国憲法と元号法——「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める」——のもとでの初めての改元、「平成」改元を考察することは、日本国憲法において「象徴」となつた天皇の存在、さらには、憲法全体の性質の違いを考察するにあたって、恰好の題材となるのである。

三 「昭和」と「平成」における改元の相違

本章では、両者の相違について、この分析を通じて、両憲法における天皇の位置づけの相違について、(一) 政治性Ⅱ天皇と政治・

行政の関係性、(二) 公開性Ⅱ元号と改元を国民に向かつて明らかにするか否か、(三) メディア性Ⅱ元号とメディアとの関係性、の三点を抽出する。

政治性

(一) 政治性とは、改元における権力を、誰が持っているのか、という点である。

前述のように、大日本帝国憲法下での改元は、枢密顧問に諮つた後、勅定Ⅱ主権者たる天皇自らが時代をあらわす記号Ⅱ元号を決定し、「詔書ヲ以テ之ヲ公布ス」と登極令において定めていた。この決定によつて、天皇の権力を国民に対して示す場面、それこそが、改元であつた。つまり、極めて政治的な行為であつた。

「昭和」改元にあたって出された「詔書」は次のように書かれている。

朕皇祖皇宗ノ威靈ニヨリ大統領ヲ承ケ万機ヲ総フ

茲ニ定制ニ遵ヒ元号ヲ建テ大正十五年十二月二十五日以後ヲ改

メテ昭和元年トナス

御名御璽²⁶

「朕」すなわち、天皇が主語であり、元号を「改メテ昭和元年ト

ナス」という主体的な行為として「詔書」が発せられている。けれども、官報の号外が出されたのみであつて、記者会見は開かれていない。²⁷ そのため、新聞各紙は「昭和」の出典を伝聞や推測で伝えている。

朝日新聞の前身の『東京朝日新聞』昭和元年十二月二十六日朝刊は、新元号の出典を、「元号『昭和』の意義は書経の古典の中に『百姓昭明万邦協和』とあり世界平和、君民一致を意味するものといはれて居る」と書いている。

これに対して、日本国憲法下では、元号法において「元号は、政令で定める」とのみ記載されており、誰がどのように決めるのかについての細則は、法令では定められていない。が、政府は、元号法の施行公布の直後の一九七九年十月二十三日に、「元号選定手続について」(正式名「元号選定手続要綱」)を閣議に報告し、詳細を決めている。

それは、以下の八項目である。(一) 内閣総理大臣が有識者(考案者)に対して次の元号考案(候補名)を委嘱すること、(二) 考案者は若干名に限ること、(三) 考案者が候補名を二、三提出すること、(四) 考案者は候補名について説明すること、(五) 総理府総務長官は、候補名を検討・整理し、内閣総理大臣に報告すること、(六) 内閣総理大臣の指示により、内閣官房長官、総理府総務長官及び内閣法制局長官による会議において、候補名について精査し、

新元号原案を選定すること、(七) 全閣僚会議において、新元号原案を協議するとともに、内閣総理大臣は衆参両院議長及び副議長に意見を伺うこと、(八) 閣議において、改元の政令を決定すること。²⁸ この八点である。

すなわち、改元の手続きは、その原案の選定、さらには、原案を選ぶ有識者の選定に至るまで全てを、内閣総理大臣をはじめとした政府が行うこととなっている。事実、天皇崩御に関する公式記録である『平成大礼記録』²⁹にも、上記の手続きに沿って「平成」の選定が進められたと明記されている。

ここには、天皇の意思が入り込む余地はまったく残されていない。改元は、大日本帝国憲法下において、主権者たる天皇が「勅定」し、「詔書」を「公布」という、権力を発揮する行為であつた。これに対して、日本国憲法下で「象徴」となった天皇は、権力を発揮できないどころか、元号法にも閣議報告された選定手続要綱にも、全く姿を見せていない。

実際、「平成」改元を定めた政令は下記のように、主語は「内閣」であり、天皇はどこにも登場していない。

内閣は、元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

元号を平成に改める。

〔附則〕この政令は、公布の日の翌日（一月八日）から施行する。

新しい元号は、天皇ではなく、内閣が、あくまでも政令で定めており、内閣のスポークスマン・小淵官房長官が、行政府の手続きの一環として発表している。しかも、この際、小淵は、次のように、当時の竹下登内閣総理大臣談話として、この「平成」の由来を丁寧に説明している。

これは史記の五帝本紀および書経の大禹謨の中「内平かに外成る、地平かに天成る」という文言から引用したものであります。この平成には国の内外にも天地にも平和が達成されるという意味が込められており、これからの新しい時代の元号に最もふさわしいものであります。

元号は一三〇〇年余の歴史を有しております。単に年を表示する手段としてだけでなく、長い歴史の中で日本人の心情に溶け込み、日本国民の心理的・一体感の支えにもなっております。この新しい元号も、広く国民に受け入れられ、日本人の生活の中に深く根ざしていくことを心から願っている次第です³⁰⁾

この談話の主語は、言うまでもなく「内閣総理大臣・竹下登」であり、天皇ではない。元号の決定は内閣による。さらに、その由来

についての談話は内閣総理大臣が出した。そして、それらを記者に説明する会見は内閣のスポークスマンたる官房長官が担当した。

この点が、両憲法における、天皇の政治性の相違を示している。つまり、改元は、大日本帝国憲法下での極めて政治的な行為から、あくまでも行政権の範疇に収まっている点を示している。これが、「平成」改元の場合から読み取れる、天皇の政治性の相違である。政治性の担い手は、天皇から内閣へと移ったのである。

公開性

（二）公開性とは、記者会見を開いたという事実そのものである。「昭和」改元までは秘匿されていた、そのプロセスが、「平成」改元では公開され、その公表にあたって記者会見が開かれたという事実こそ、「象徴」天皇の内実を示している。では、なぜ、この事実が、「象徴」天皇の内実を示すのだろうか。

昭和改元にあたって、記者会見が開かれなかったことについては、多くの証言がある。

たとえば、当時、朝日新聞政治部記者として皇室問題を担当していた大塚喜平は、「閣議が終わってちょうど閣僚が出てきたときに、当時は若槻内閣（第一次）でしたからね、内務大臣の安達謙蔵が出て来て、「昭和だ」といったんです³¹⁾」として、記者会見ではなく、閣僚への直接取材によって改元を聞き出したと証言している。

大日本帝国憲法下では、改元にあたって、新しい元号を「詔書」によつて「公布」すると登極令において定められてはいたものの、正式に公表しておらず、情報が錯綜していた点が、当時の新聞報道からも確かめられる。むしろ、最高権力者による最高度の権力の発露の場であるからこそ、記者会見のような説明ではなく、日時も場所も明らかではない秘匿された「公布」であつた様子が明らかになる。

ここで「昭和」の改元にあたって起きた誤報事件、俗に言う「光文」事件の意味を考えたい。それによつて、「昭和」の改元にあつたのは記者会見が開かれず、「平成」の改元にあつて開かれたことの意味が明らかになるのである。

「光文」事件とは、「昭和」改元をめぐる新聞各社の一連の誤報事件である。

事件は、現在の毎日新聞の前身である『東京日日新聞』が、大正十五年（一九二六）十二月二十五日の「昭和」への改元にあつて同日夕方発行した号外で、新しい元号は「光文」に決定したという「スクープ」に端を発している。同紙は、その号外で「枢密院緊急臨時会議は二十五日午前二時頃より葉山新御用邸において」始まり、「午前三時三十分より」開かれた臨時閣議で新しい元号が「光文」に決定した、と報じた。いっぽう、現在の朝日新聞の前身『東京朝日新聞』は、翌二六日朝刊で「枢密院では午前六時から」葉山

御用邸内で会議を開いたのち、「午前十時に至り」臨時閣議で決定した、と伝えている。他方で『読売新聞』は、二十六日朝刊を含めこの経緯には触れていない。

『東京日日新聞』と『東京朝日新聞』で、枢密院会議と臨時閣議の両方の開催時刻が食い違っているうえに、『読売新聞』では、この会議開催について、一切触れていない。ここから明らかになるのは、当時の宮内省や内閣によつて正式な記者会見が開かれて「いない」だけでなく、新しい元号「昭和」の決定に至るプロセスを誰も正式に説明していないという、その二つの事実である。

公的な記録である『昭和大礼記録』によれば、枢密院会議は、二十五日午前六時四十五分開始、臨時閣議は午前九時十五分開始され午前九時二十五分に閉会している。⁽³²⁾『東京日日新聞』も『東京朝日新聞』もともに誤報である。加えて、『東京日日新聞』が「スクープ」した「光文」は、内閣提出の一案であつたことが、公式の審議録から明らかになっている。⁽³³⁾

それぞれの新聞社が違う情報源から得た断片的な情報を報じたがゆえに、そもそも新しい元号を「光文」と誤報したうえに、その選定経緯についてもバラバラな、しかも誤報を流してしまう。これは、「平成」改元とは正反対に、正式な記者会見が開かれていなかった証左にはかならない。それを裏書きするように、記者会見についての記載は、『昭和大礼記録』には残されていない。つまり新

しい元号「昭和」は、「詔書」によつて「公布」と定められてはいたものの、その選定経緯について、公には、一切の説明がなかった。なぜなら、最高権力者による決定を、「詔書」という最も位の高い文書によつて知らしめる以上、その内実について、下々の者が詳細を知ろうとすること自体、軽々しく許されていなかったからだ。

これに対して、「平成」改元にあつては、昭和六十四年（一九八九）一月七日午後二時三十六分の発表前にも、選定手続きを説明する記者会見が開かれている。午後零時半過ぎから首相官邸で開かれたその会見で、小淵官房長官は、元号の選定にあつて「元号に関する懇談会」をあらたに設置し、午後一時から会議を開くと説明した。当時のNHK会長・池田芳蔵ら八名の有識者を選び、懇談会の最大の役目として、「国民主権を定めた憲法の趣旨に沿うための民主的手続きの一環³⁴」と記者団に対して明らかにしている。さらに、その場で、本稿ですでに触れた「元号選定手続きについて」に、あらたに「元号に関する懇談会」への諮問を追加する元号制定の流れについても仔細に説明を施している。そのうえで、小淵は「平成」という書を掲げた記者会見を開いたのである。

この一連の流れは、「昭和」にあつて、元号そのものを「光文」と誤報したばかりか、選定経緯についてすら誤ったバラバラの情報が伝えられた光景とは対照的だ。改元の当日に、何度も記者会見を

開き、「平成」という元号はもちろんのこと、その選定手続きについても、リアルタイムで伝えていく。そればかりか、「元号に関する懇談会」設置の意図を、「国民主権を定めた憲法の趣旨に沿うための民主的手続きの一環」であるとまで公言している。

そして、言うまでもなく、午後二時三十六分からの記者会見では、「平成」という元号の由来、さらには、内閣総理大臣の談話も含めて、あくまでも行政府による手続きだったことを強調している。

「平成」の改元にあつては、ただ単純に記者会見を開いて、元号について発表したただけではなく、その選定プロセスまで詳しく伝えていく。これが、誤報が続出した「昭和」改元との大きな違いであり、小淵自らが明らかにしているように、「象徴」天皇に変化したかゆえの公開性なのである。（一）で挙げた政治性とともに、その具現化としての（二）公開性が、この改元の記者会見から浮き彫りになるのである。

メディア性

（三）メディア性とは、公開にあつての、権力側とメディアとのかかわりの度合いである。「昭和」改元は秘匿されたのに対して、「平成」改元では、記者会見がおこなわれ、小淵官房長官が「平成」の書を掲げた。この対称性こそ、両憲法における天皇の位置づけの差異を反映している。

(二) 公開性で見た通り、「昭和」改元にあたっては、そのプロセスが一切説明されなかったために、誤報が頻発していた。当時のメディア状況は、「昭和」改元の前年の一九二五年にラジオ放送が始まったばかりであり、テレビはもちろん存在していない。政治・行政の側が、天皇にまつわる事柄を説明するメインターゲットは新聞であり、意識しようにもテレビカメラは存在していない。確かに新聞には写真が掲載されており、その点では、カメラを意識する余地はあつたかもしれない。しかし、大日本帝国憲法下においては、改元は、あくまでも天皇の権力を発する場面であつて、そこに、記者会見を行う者が自らのカメラ映りを意識することは、「不敬」の謗りを免れなかつたに違いない。

もとより、既述のように、「昭和」改元にあたっては、記者会見も開かれず、「詔書」が「公布」され、それが官報の号外で公にされただけであつた。

一方で、「平成」の改元にあたって記者会見を担当した小淵は、この会見から六年後、額に入った「平成」の書を掲げた理由を、当時、警察庁から出向していた石附弘秘書官からの「今はテレビ時代だからやつぱり視覚に訴える方がいい³⁵⁾」というアドバイスによるものだと述懐している。

また、当時の官房副長官・石原信雄は、このアイデアを知らされておらず、「元号は政令で決めますから、普通なら口頭での発表

です」としたうえで、「平成」の書は公の文書ではありません。けれども、国民の目をくぎ付けにする一種のポスターのような役割を果たしました。瞬時に国民の隅々まで浸透しました³⁶⁾」(強調引用者)と肯定的に評価している。石原がここで述べているように「平成」の書は、元号選定手続きのどこにも根拠づけられておらず、あくまでも、記者会見用のサービスであるがゆえに、公文書として公印を押ししたり、決裁をとつたりするような「公の文書ではありません」ということになる。

では、なぜ、小淵は「今はテレビ時代だから」という秘書官からのアドバイスを受け容れて、「平成」の書を掲げたのであろうか。それは、単に、「昭和」改元と異なつてテレビが世の中に出現していたからだけではない。政治の世界にとつて、「テレビ時代」がひとつのキーワードになつていたからだ。また、単にテレビカメラを通じてわかりやすければいいというだけではなく、そこにも(一)非・政治性と(二)公開性という二つの「象徴」天皇の特質が込められているからである。

政治の世界にとつて「テレビ時代」というキーワードは、この「平成」改元よりも、さらに二十年近く前から浮上していた。それは、一九七二年六月十七日、「私はテレビを通して国民にご挨拶する。新聞記者会見はやらんと言つたはずだ」と首相退任会見で言い放ち、大バッシングを受けた佐藤栄作の時代にさかのぼる。

周知のように、佐藤栄作は、この退任記者会見で、テレビを優先させようとするあまり、会見室に入るや否や上記のように言い放ち、集まっていた新聞記者たちを激怒させてしまう。そして、佐藤の「出て行け」との売りことばに対して、新聞記者たちは「出よう」と買いことばで応じた。このため、記者が誰一人いなくなつたガラシとした記者会見場で、ただ、テレビカメラにむかつて独り言を並べる佐藤栄作の姿が映し出された。この一連の顛末は、あまりにも有名だ。⁽³⁷⁾

佐藤内閣の時代には、すでにテレビはすべての家庭に普及していた。そして、佐藤栄作は、就任前まで中断していた総理大臣と民間有識者の懇談番組「総理と語る」を復活させたり、演出家の浅利慶太にテレビ出演に際してのブレンを依頼したり、といった形で、「テレビ時代」に対応してきた。佐藤は、テレビを意識したメディア性を体現した政治家であつた。⁽³⁸⁾

その佐藤ですら、退任会見という花道を飾る舞台で、「テレビ時代」の間違った、あるいは、独善的な解釈に基づいたため、新聞記者と大立ち回りを演じ、結果として、無人の記者会見場で、テレビカメラだけに向かつて独演会を開いてしまう。「テレビ時代」を意識した佐藤ですら、「テレビを通して国民にご挨拶する」と言い放つてしまう程度の認識しか持ち得ていなかった。

しかし、この「平成」改元に至るまでの二十年近くのあいだに、

権力の側とメディアの関係は、大きな変容を遂げることになる。

「平成」改元に至る直前、一九八五年にテレビ朝日で「ニュースステーション」の放送が始まった。これに対抗して、一九八七年にはNHKが平日午後九時のニュース「NC9」の放送時間を四十分から八十分に倍増させたほか、TBSも「ニュースステーション」と同時にニュース番組をスタートさせるなど、「ニュース戦争」が喧伝されていた。そして、この「ニュース戦争」で中心的な話題になつたのが、リクルート事件をはじめとした「政治とカネ」であり、政治家がいかにテレビに対応するかが焦点となつていった。

実際、「平成」改元直後の一九八九年七月に行われた参議院選挙では、こうした「ニュース戦争」で盛んに報じられた「政治とカネ」や、宇野宗佑首相の女性スキヤンダル、あるいは、一九八九年四月に導入された消費税などが争点となり、日本社会党（当時）が政権与党・自由民主党に大勝した。

その選挙総括にあつて、社会党の佐藤観樹・選挙対策委員長は「土井委員長を党のシンボルとなしえたことは、情報化時代、テレビ時代の選挙宣伝戦において想像を超える威力を発揮した」と、土井たか子委員長のテレビメディアにおける役割を肯定的に評価している。

「平成」改元当時には、すでに「テレビ時代」という言葉がキーワードとして浮上し、政治家や行政官のあいだでは、テレビ映りや、

テレビでの評判を気にする傾向が強まっていた。逢坂巖が整理するように、「政治は新しいテレビニュースによつて身近になった」⁴⁰のである。

内閣行政の側は、日本国憲法において「象徴」となった天皇の「国事行為」に必要な「助言と承認」を与える役割を担っている。その行政側に、「テレビ時代」を強く意識する土壌が醸成されていた。「象徴」天皇の代替わりをあらわす改元では、国民主権において行われている点を、テレビカメラに向かつてわかりやすく示す必要がある。こうした意識のあらわれが、「象徴」のメディア性なのである。

また、この「公の文書ではありません」と当時の官房副長官・石原が述べる「平成」の書をしたためたのは、当時の総理府人事課辞令専門職の河東純一だった。中央省庁の大臣や幹部職員の辞令を筆で記すことを職務としていた河東が、公文書「ではない」「平成」の書を担った点も「テレビ時代」における「象徴」の意味を考えるうえで示唆に富んでいる。

いっぽう、(二)の公開性とも密接に関係するが、「昭和」改元当時にあつては、記者会見という形式そのものが、一般的ではなかった。それは、この(三)メディア性で指摘するように、権力の側が、メディアを意識するまでには至っていなかったからである。

現在でも、法律には天皇の御名御璽が押されている。これは、大

日本帝国憲法と同様であるものの、日本国憲法第七条の「憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること」という国事行為として行われている。立法府である国会で審議され、内閣が署名した法令については、「象徴」天皇の国事行為として御名御璽が押される。であれば、内閣が制定した元号を知らせる「平成」という書もまた、国事行為の一環として天皇自らの手によつて書かれるべきなのかもしれない。

しかしながら、「平成」改元にあたっては(一)政治性において確かめたように、天皇は、一切そのプロセスから排除されており、また、(二)公開性が確かめたように、行政府である内閣は、わざわざ「国民主権」をうたうために、当日になつて「元号に関する懇談会」を設置していた。すなわち、「象徴」となった天皇には、もはや改元の過程に入り込む余地は、どこにも残されていない。ゆえに、「平成」という書を「テレビ時代」にあわせて掲げようと小淵や秘書官が思いついた際にも、「象徴」となった天皇に依頼しようとする発想そのものが皆無であつた。そして、事実、総理府の一職員に過ぎない河東が、あくまでも記者会見用のサービスとして公文書ではない、「平成」の書を、わざわざしたためたのであつた。

改元は、メディアを意識した振る舞いへと変容した。それは、改元という、天皇の死去に由来するイベントもまた、「詔書」を「公布」し、それが官報の号外で公にするだけでは済まなくなるほどに、

メディアが発達し、そして、権力の側がそれを意識せざるを得なくなつた変化を示している。

言い換えれば、本節で確かめたように、「テレビを通して国民にご挨拶する」と言つて大混乱を招いた佐藤栄作よりは、「平成」の書を掲げた小渕恵三の方が、はるかに「テレビ時代」を上手に利用している。佐藤栄作は、「テレビ時代」を意識するあまりに、逆に、退任会見において、マスコミからの反発を招くにとどまつた。これに対して、小渕は、メディアの発達に合わせて、改元において、公文書ではない「平成」の書を掲げ、「国民の目をくぎ付けにする一種のポスターのような役割を果たし」、「瞬時に国民の隅々まで浸透」させることに成功した。

昭和への「改元」だけではなく、佐藤栄作の退任会見と比べても、このメディア性をめぐる変容は、大きな注目に値する。旧憲法下では、天皇について、どのように報じられるかについて権力の側は無頓着でいられた。もとより、報じるメディアの存在感が薄かつたからである。これに対して、現憲法下では、わざわざ「テレビ時代から」と意識しなければならぬほど、メディアの存在感が高まっている。権力の側も、天皇の代替わり＝改元にあたって、それがいかに報じられ、そして、記憶されていくのかについて、「テレビ時代」というキーワードに基づいて、老獪な対策を講じていたのである。

四 結 語

本稿で確かめてきたのは、次のことである。

「二世一元」以後の改元とは、天皇の「時間支配」の極限的な形態であつた。この「時間支配」とは、「時に支配者自身も含めて、同じ時間に全国民が同じ行為をしていると想像することで、非常に強い国家意識がつけられる」と原武史は定義していた。天皇が死去し、そして、次の天皇へと代替わりする、という、天皇にまつわるきわめて特定の時間において、国民としての同一感を、身体感覚に基づいて与える改元は、「時間支配」の究極と言える。

大日本帝国憲法下、とりわけ、「昭和」改元は、名実ともに、法制度上の根拠を持つた「時間支配」の完成形態であつた。本稿第二節で見たように、大日本帝国憲法下の改元による「時間支配」は、「明治」期を通して、皇室典範や登極令の制定といった形で、法制上の整備が進められ、そして、「大正」への改元において初めて取り入れられたからである。そして、主権者たる天皇が、自ら新しい元号を「勅定」し、「詔書」によつて「公布」する、最高権力を発揮する局面であつた。このため、「昭和」の改元は、政治性を帯びたうえに、そのプロセスは秘匿され、またメディアが意識されることはなかつた。

これに対して、日本国憲法下では、天皇と改元を結ぶ法令はいつたん消滅した。にもかかわらず、一九七八年に制定された元号法では、大日本帝国憲法下と同じく、天皇の代替わりと改元が同時に行われる「一世一元」を規定している。しかしながら、新憲法と元号法施行後、初めての改元となった「平成」の改元においては、政治性を持つているのは、天皇ではなく、行政権を司る内閣である。また、改元に至るプロセスは逐次公開された。さらに、わざわざ「平成」と記した書を掲げて記者会見を開くほど「テレビ時代」が意識されていた。

これまでの天皇をめぐる議論においては、旧憲法と現憲法のあいだの相違は、制度上、見かけ上のものに過ぎず、実は、天皇は、旧憲法下において主権者だった時と同様の、「不可視の権力」として残存し続けているのではないかと説いていた。たとえば、「象徴」天皇について何かを論じることや発言することをタブー視し、戸惑ってしまう感覚を内面化していることを、「内なる天皇制」として、主として批判的に言及する議論がある。憲法学者の奥平康弘⁴³や文化人類学でも赤坂憲雄⁴⁴が、近年でも政治思想史の荻部直⁴⁵が取り組んできたものだ。彼らは、主権者から「象徴」へ変わったのは表面だけであって、タブー感覚は何も変わっていないばかりか、内面化しているだけに、かえって捉えにくくなっている、と述べていた。

しかしながら、本稿が抽出した、「昭和」と「平成」の改元の比

較における、天皇の、(一)政治性、(二)公開性、(三)メディア性、という三点にわたる大きな違いが意味していることは、こうした「不可視の権力」とは、異なっている。

なぜなら、「象徴」天皇の「権力」は、「平成」改元において、(一)政治性という観点では、権力そのものがなくなっており、(二)公開性という点を踏まえれば、「不可視」どころか、きわめて「可視的」になっており、そして、(三)メディア性という視点で言えば、「可視的」をも超えて、いわば「過視的⁴⁶」と言えるほど、「テレビ時代」を意識しているからである。すなわち、「平成」改元における「象徴」天皇は、「不可視の権力」どころか、「可視的」かつ「過視的」な「権力の欠如」におかれている。

では、「象徴」天皇が、「可視的」かつ「過視的」な「権力の欠如」におかれている以上、改元は、もはや「時間支配」の顕現ではなくなったのだろうか。いや、そうではない。

(一)政治性においては、権力は、天皇から内閣へと移っている。しかしながら、(二)公開性と(三)メディア性という、「象徴」天皇の改元における新たな要素は、原武史の定義した「視覚的支配」の別な形式「時間支配」としての回帰なのである。

たしかに「象徴」天皇は、自らの身体に基づく権力の行使としては、すなわち、政治性の発露としての改元には、関与していない。にもかかわらず、本稿で何度も強調してきたように、改元は、「一

世一元」という天皇の可死的肉体を起点として測られる。天皇その人が死ねば、改元される仕組みは、「象徴」天皇へと移り変わっても、政治性を失ってもなお残っている。

この「一世一元」という点において、すなわち、天皇の生命が終わる、死亡する、という同じ時間において、国民が同じ行為で改元を知らされるといふ点において、「時間支配」は、「象徴」天皇においてなお、残っているのである。

それだけではない。

「象徴」天皇自らが記者会見をしたり、あるいは、巡幸という大規模な地方旅行をしたりといった形では、改元を国民に知らせることはない。けれども、政治性を有している内閣の側が、公開性とメディア性に基づいて、そのプロセスを公開し、そして、「テレビ時代」を意識した記者会見によつて、「可視的」かつ「過視的」に、国民に対して、一斉に改元を見せつけている。この点において、「平成」改元は、形を変えた「視覚的支配」にはかならない。

なぜなら、この「平成」改元における姿を変えた新たな「視覚的支配」は、「テレビ時代」において、生中継される記者会見を通じてリアルタイムで行われている点において、新たな「時間支配」だからだ。政治性を有している支配者たる内閣も含めて、「平成」改元を発表する記者会見という同じ時間を、国民が共有し、同じくテレビ画面を見つめていると想像することによつて、強い国家意識

を形成しているからだ。

上記で論じてきたように、「昭和」改元とは、近代天皇制史上における「時間支配」の完成形態であり、そして、「平成」改元とは、「視覚的支配」をも取り入れた「時間支配」の新たな形式である。

「象徴」天皇においては、「不可視の権力」が残存しているのではない。そうではなく、本稿で見えてきたように、「可視的」かつ「過視的」な「権力の欠如」として、「視覚的支配」をも組み入れた新たな「時間支配」が、内閣によつて行使されているのである。

本稿は、「昭和」と「平成」の改元の比較であり、あくまでも点と点の比較に留まっていた。が、たとえば、いまだ大日本帝国憲法が制定されていなかった「明治」の改元や、制定後初めての「大正」改元をも並べるといったワイドな、あるいは、リニアな歴史的比較によつて浮かび上がる「象徴」の内実もあるに違いない。その作業にあたっては、たとえば、アライ¹⁶とヒロユキが試みたような、芸術と天皇の関わりを追いかけるような営為も大いに参考になるだろう。

写真や肖像、行幸啓、そしてそのテレビ報道といった、天皇に直接関わるものだけではなく、本稿が扱った改元の場面やアートといったさまざまな表象からもまた、天皇の相違についての分析は可能なのであり、その探求は、広がっているに違いない。それは今後の課題として他日を期したい。

補論：天皇の「生前退位」をめぐる

はじめに

本稿を投稿した二〇一六年一月末日からおよそ半年が過ぎた七月十三日午後七時、天皇の「生前退位」の意向を、NHKがスクープした。そののち、八月八日午後三時、天皇みずから「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」をビデオで公表するに至り、政府も「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」を設置し、二〇一七年年明けにも論点を公表する予定になっている。

こうした一連の動きは、まず何よりも、「生前退位」によって、「平成」という元号が、これまでとは別の仕方で変わる可能性を浮上させた点において、「昭和」と「平成」の改元を比較分析した本稿にとって、示唆的である。それは、「平成」の次の元号の決め方が、大日本帝国憲法下で行われた「昭和」の決定と異なるのはもちろんのこと、天皇の崩御を伴わない点において「平成」とも違うのではないか、という可能性である。

実際、本論執筆者は、「平成」からの改元について、テレビ局とラジオ局からコメントを求められたが^④、しかし、単に元号の決め方という点に関して述べるなら、すでに、本論で詳述したように、元号法や「元号選定手続要綱」が整えられている以上、とりたてて目

新しい事態が起こるとは考えにくい。「生前退位」をめぐる法整備が済んでしまえば、つまり、天皇の代替わりがつつがなく行われるのであれば、ほぼ自動的に、淡々と、「平成」の次の元号も決まるに違いない、とのコメントを出した。

天皇が、「平成」の次の元号についての希望を述べたり、あるいは、指名したりといった振る舞いは、政治性を失っている以上、到底考えられないし、また、今回のビデオに照らして考える限り、天皇みずからが、そうした政治的な影響について省みながら、きわめて慎重に振る舞っていると見えよう。

ただ、今回の一連の動きは、本論文にとって、次の二つの重要な論点を提供してくれた。

一つは、この「生前退位」という用語そのものについてであり、二つ目には、天皇が自らの意向を示したビデオについてである。

事態は進行中であり、政府の有識者会議も論点を公表していないため、焦点を絞りきれず、そして、資料の探索についても、はなはだ不十分とならざるを得ない。その点をあらかじめことわった上で、この補論を、執筆時点（二〇一六年十月十五日時点）における、上記の二点をめぐる覚書として記しておきたい。

(一) 「生前退位」という用語をめぐる
まず、なぜ、単純に「譲位」や「退位」ではなく、わざわざ「生

前」という枕詞をつけるのだろうか。

素直に考えれば、「讓位」という用語を使うと、そこには、すでに決まっている皇位継承順位に則った通常の手続きだったり、あるいは逆に、天皇が主体的に、別の後継者を指名したりするような、そういったニュアンスが生まれてしまうとも考えられる。

そのいずれのケースを想定していたのだとしても、新聞やテレビの解説では、この点についても当初若干の混乱が見られたし、実際、日本の歴史を振り返った場合、シンプルに「讓位」や「退位」を使っており、「生前退位」という言葉つかいは、違和感を醸し出す。

試みに、国会会議録検索システムを用いると、いちばん最初に「退位」が用いられたのは、昭和二十三年六月二十二日の衆議院予算委員会において、野坂参三議員（共産党）が、当時の芦田均首相とのやりとりにおいて、次のように用いている。

野坂参三議員（中略）イギリス、アメリカ、中国、こうしたところの新聞紙上に、現在の日本の天皇が国際裁判の判決がある場合に退位されるのではないかという報道が載っています。が、こういう事実あるいは見透しがあるのかどうか、（中略）お聴きしたい。

芦田均国務大臣 退位の問題が外国の新聞紙上に出ているが、お前どう思うかというお尋ねであります、その問題につ

いては、私は今日まで何も考えたことはありません。⁴⁸

周知のように、太平洋戦争のあと、とりわけ、占領期において、天皇の「退位」をめぐる議論は、連合国側を中心に引き起こされた⁴⁹。また、この「退位」論に関して、最終的な決着をつけたのが、マッカーサーによる吉田茂を通じた天皇へのメッセージだったことが、『昭和天皇実録』によって明らかになっている⁵⁰。

その後も、何度か国会審議において、この時期、すなわち、占領期における昭和天皇の「退位」に関する議論が行われるものの、昭和五十八年三月十八日の参議員予算委員会において、社会民主連合の江田五月・副代表が用いるまで、三十年以上にわたって顔を見せていない⁵¹。江田のあとも、平成四年四月七日の参議員内閣委員会で社会党の三石久江が使った程度にとどまり、国会の審議では、ほとんど用いられていない。

あるいは、朝日、読売、毎日、日本経済、各紙のデータベースをあたっても、また、雑誌記事検索の大宅壮一文庫のデータベースをあたっても、いずれも、「生前退位」という用語は、ほぼヒットしない。

ただし、今回の一連の報道よりも前に、この「生前退位」を使つた記事に対して、宮内庁が正式に抗議し、そして、訂正記事の掲載を求めた事例がある。

それは、二〇一三年六月十三日発売の『週刊新潮』『雅子妃』不
適格で『悠仁親王』即位への道」と題したもので、宮内庁は、「風
岡長官が安倍首相に対して、天皇の「生前退位」と譲位、皇族の皇
位継承の辞退が可能とする皇室典範を要請したという内容」が、
「全くの事実無根。強い憤りを感じる」と述べている。⁽²⁾

なぜ、宮内庁は、ここまで強く抗議したのか。それまでも「譲
位」や「退位」をめぐることは、国会審議でも散発的にはあるにし
ても、議論されてきたにもかかわらず、なぜ、わざわざ、この『週
刊新潮』の記事に対して、「強い憤りを感じる」のか。

その答えを導く鍵は、この「生前退位」という用語が、日本語に
おいて使われる別の文脈に照らすことよって得られる。その別の
文脈とは、ローマ法王の「生前退位」である。

二〇一三年二月末、ローマ法王ベネディクト十六世は、「生前退
位」した。ローマ・カトリック教会の法王が存命中に退くのは、グ
レゴリウス十二世以来、五九八年ぶりであり、自発的なものとして
は、十三世紀末のケレスティヌス五世以来七一九年ぶりの出来事と
あつて、世界中に驚きが広がった。⁽³⁾

英語では、この「生前退位」は、resign（辞任する）や step down
（下りる）、あるいは、retirement（リタイア）として報じられており、
この「生前」という日本語のニュアンスとは、ややズレる。

いうまでもなく、英日二言語のあいだにはズレがあり、一対一で

は対応しないけれども、その点を考慮に入れたとしても、この「生
前」という枕詞には、単なる辞任とはまた別の、つまり、異例のこ
とであるとのニュアンスが付されてはいまいか。

言い換えれば、ローマ法王をめぐって、単なる「退位」ではなく、
わざわざ「生前」をつける、その理由は、法王が「終身在位」、つ
まり、その死をもつてしか交代しえないポジションであるとの原則
を持つているからだ。原則的に、法王は、就任してから死ぬまで交
代しない、その終身制ゆえに、存命中の退位について、「生前」と
つけるのである。

加えて、そこには「譲位」ではなく「生前退位」という用語を使
う理由もまた含まれている。

ローマ法王は、通常、前代が死去したのちに、コンクラーベと呼
ばれる選挙システムを経て、決められる。これは、法王が自分の後
任について干渉できず、また、他の政治的権力からの影響力につい
ても排除しようとする仕組みである。言い換えれば、死去によつて
退位した時点では、後継者は決められておらず、そこからあらため
て決める。それゆえに、ローマ法王のポジションは、「譲位」では
なく、「退位」するほかない。

このようにローマ法王について「生前退位」という用語を使う理
由は、まずもつて、(一)「修身在位」ゆえに「生前」の「退位」が
異例であること、そして、(二)選挙で後継者を決めるため「譲位」

はできず「退位」であること、その二点が確かめられる。

この二点が、今回の天皇に対しても適応されたのではないか。

別言すれば、(一)「一世一元」以降、天皇の可死的肉体の生死と、その在位、さらには、元号を一致させている、という強固な「修身在位」にもかかわらず、存命中の「退位」の意向を示したこと、(二)加えて、皇位継承者について、現状で決められている順位に基づかない可能性が示唆されていること、つまり、「譲位」ではない可能性が察知していたこと、この二点が、「生前退位」という用語の使用から帰結する。

この(二)、すなわち、天皇についても「譲位」ではなく「退位」を用いた点について裏書きする事実が、先にあげた『週刊新潮』の報道をめぐる強い抗議であり、そして、国会会議録検索システムを用いて挙げた太平洋戦争直後のやりとりにはかならない。

この補論の冒頭で確かめたように、「生前退位」という用語は、国会や新聞雑誌においてはほとんど使われない、珍しいものであった。ただし、散発的には用いられており、宮内庁もまた、とりたてて抗議をしたり、めくじらをたてたりしてはいなかった。

にもかかわらず、わざわざ二〇一三年の『週刊新潮』の報道については、「強い憤りを感じる」とまで述べていた。その理由は、まさしく同誌の報道において、「生前退位」≡「譲位」ではなく、皇位継承の順位を変更する可能性にまで踏み込んでいたからである。

「退位」あるいは、「生前退位」であっても、実質的に「譲位」と変わらないとの認識であれば、とりたててコンフリクトを起こす心配はない。もちろん、今回の「生前退位」をめぐる報道に明らかのように、手続的には、さまざまな障壁があるとしても、現在定められている皇位継承順位を尊重するのであれば、大きな問題はない。けれども、「生前退位」が「譲位」と同義ではない、とすれば、そこから、大きなコンフリクトが生じる恐れがある。その恐れを顕在化させないために宮内庁は強く抗議したのではないか。

翻って今回、スクープしたNHKをはじめ、ほぼすべてのメディアが、少し状況は変化したとはいえ、今に至るまで「生前退位」という用語を使っている。他方で、宮内庁は、当初は、NHKのスクープを否定したものの、NHKはもちろん、どのメディアに対しても全く抗議をしていない。いわば、宮内庁が「生前退位」という用語に対して、お墨付きを与えていると言つてよい。

むろん、今回の報道と、二〇一三年の『週刊新潮』とは、内容が異なる。とはいえ、しかし、ここに見てきたように、「生前退位」という用語は、ローマ法王をめぐる使用法に明らかのように、(一)終身制の原則を覆す異例のものであり、そして、(二)後継者が未定であるために「譲位」ではない状況を示している。この二点において、宮内庁にとつては、やすやすと容認できないはずではないか。

特に、宮内庁が、今回の天皇の「おことば」を、「生前退位」の

意向、として流通させたまま何の抗議もしないという事態は、三年前の『週刊新潮』報道を、逆に肯定することになりはしないだろうか。

また、国会審議においても、「譲位」ではなく、繰り返し「退位」ということばが使われてきた。

この補論は、政治的な立場を表明するものでもなければ、あるいは、陰謀論に基づく邪推を披瀝するものでもない。ただ、「生前退位」という用語それ自体が、「退位」や「譲位」とは異なつたニュアンスを持ち、そのニュアンスが、ローマ法王をめぐる報道に明らかな二つの点を示唆している、というところまでは確かめておきたい。

その上で、この「生前退位」をめぐる一連の動きが提供してくれた、もうひとつの論点、すなわち、天皇が自らの意向を示したビデオについて議論を移そう。

(一)「象徴としてのお務めについて」の天皇陛下のおことば(ビデオ)「をめぐって

ここでは、今回の「おことば」がビデオで公表されたという事実を、本論で抽出した、「昭和」と「平成」の改元における、天皇の(一)政治性の有無、(二)「可視的」な公開性、および、(三)「過視的」なまでのメディア性、という三点に照らしてみたい。

(一) 政治性こそ、最も議論が集中したテーマであるため、その前に、他の二点について述べておく。

(二) 公開性、という観点についていえば、天皇みずからによる公表を上回る「可視的」なイベントはありえない。宮内庁によるコメントや、クローズドの記者説明でもなく、会見でこそなかつたとはいえ、みずからの「おことば」を読み上げた点は、「可視的」な公開性の具現である。

そして、(三) メディア性、については、本論で提示した「テレビ時代」を十二分に意識した振る舞いとして、今回、ビデオという形式が選ばれたと考えなければなるまい。加えて、このビデオこそ、まさにみずからの身体を国民にさらす「視覚的支配」であると同時に、八月八日の午後三時から、すべてのテレビ局が一斉に放送する「時間支配」である。「視覚的支配」をも取り入れた「時間支配」の新たな形式である。

加えて、この「おことば」の中では、次のようにも述べられている。

天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育

てる必要を感じて来ました。こうした意味において、日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じて来ました。⁵⁴

天皇自身が、みずからの身体を国民にさらす「視覚的支配」にきわめて自覚的であり、それを「象徴」の内実であると捉えている点
が、ここに明らかになっている。

つまり、みずからの「視覚的支配」に関する自覚を、ビデオという「視覚的支配」によって、しかも、午後三時からの一斉放送という「時間支配」を用いて伝える、という「平成」改元よりも、さらに一段階入り組んだ新たな「時間支配」の形式がここに用いられている。それを用いたのはもちろん政治性を有していない天皇ではなく、政治性を持つている内閣なのである。

そして、まさしく、内閣によるこの新たな「時間支配」こそ、上記(一)政治性の有無を解く上で重要なキーとなる。

今回の「おことば」をめぐっては、それが、政治的な意味合いをもっており、憲法違反にあたるのではないかとの批判がいつぼううにあり、他方で、天皇みずからしか「生前退位」の表明はできないのだとする擁護がある。

この補論において、その両極をめぐる論点整理をする余裕はないが、この(一)政治性の有無をめぐっても、今回のビデオが本論の

趣旨に合致する点については、確かめておきたい。

それは、なぜか。

この「おことば」をめぐる議論が、まさしく天皇が政治性を失ったところに起因しているからである。天皇がもし政治性を有していれば、「おことば」が憲法違反か否かについての議論は起こりやうがない。天皇は、政治性をまったく持っていないがゆえに、権力の空白地点に置き去りにされており、みずからの「生前退位」をめぐってすらみずからでは決められないポジションに置かれているのである。

政治性がない以上、その「おことば」は、本来、いかなる作用も影響も及ぼさなはずである。政治性を持たない天皇が、何をどう発言しようと、権力を持たない以上、「日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅」に際して土地土地の人々と交わされる「おことば」と何ら変わらないはずである。

ところが、天皇は権力がゼロであるがゆえに、権力の空白地帯に置かれているがゆえに、今回のように、みずからの地位をめぐる発言、まさしく「象徴としてのお務めについて」の発言が、逆説的にきわめて大きな政治的なインパクトを持つてしまう。

この補論冒頭で確かめたように、「生前退位」をすること
はすなわち、「平成」からの改元を意味している。その改元は、「一世一元」という天皇の可死的肉体を起点として測られるのではない

にもかかわらず、手続き的には、「平成」と同様に進められるほかない。

であればこそ、手続き上、表面上は、「生前退位」による「平成」からの改元には、いかなる政治性も見られないからこそ、逆説的に、政治性をめぐる議論が沸騰してしまうのである。

それゆえに、天皇による「象徴としてのお務め」についての天皇陛下のおことば¹⁰⁵を受けて、政治性を有している側の内閣が「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」を設置する、そのズレが生じるのである。

なぜ、両者がズレているのか。

天皇は、「象徴としてのお務め」という文言をわざわざつけているからである。「象徴」として、「天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じて来」たからである。「日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅」という「視覚的支配」に天皇がきわめて自覚的だからである。

対して、内閣の側は、あくまでも、「天皇の公務の負担軽減等に関する」議論を進めるのであって、そこには「象徴」という文言は入っていない。なぜなら、彼らにとつては、「象徴」を考えるよりも、天皇の「視覚的支配」としての「公務の負担軽減等」を検討し

て、より円滑に「時間支配」を行使するほうが、政治性の発露という点において重要だからである。

このように、「象徴」に、そして「視覚的支配」に自覚的な天皇と、「時間支配」と政治性に傾注する内閣がズレるのは、当然なのである。

みずからの「視覚的支配」に自覚的な天皇に、ビデオという「視覚的支配」によつて、一斉放送という「時間支配」を用いて伝えさせた、その主体は、政治性を有している内閣にはかならない。「平成」改元よりもさらに手の込んだ、新たな「時間支配」を実行したのが、今回の内閣であつた。

ここでは、あくまでも「視覚的支配」への自覚に基づいて「象徴」の内実にこだわる天皇と、新たな「時間支配」を行使する内閣とのズレが顕在化せざるを得ない。

この補論は、進行中の事態を睨みながら、という事情もあり、十分な覚書に止まらざるを得ないが、天皇と内閣のあいだにある、こうしたズレを含めて、「生前退位」という用語の使い方、そして、政治性をもたない天皇の「おことば」とはいかなるものなのか、について、機会をあらためてさらに検討しなければならぬだろう。¹⁰⁶

注

- (1) 原武史「戦中期の（時間支配）」『増補版 可視化された帝国——近代日本の行幸啓』みすず書房、二〇一一年、四二二頁。
- (2) 原武史「『視覚的支配』と『時間支配』——近代天皇制の支配をめぐる覚書」『RATIO』1号、一一〇頁。
- (3) 同書、一一一頁。
- (4) 原武史「戦中期の（時間支配）」『増補版 可視化された帝国』、四一五頁。
- (5) 渡辺治「戦後政治史の中の天皇制」青木書店、一九九〇年。
- (6) 富永望「象徴天皇制の形成と定着」思文閣出版、二〇一〇年。
- (7) 吉見俊哉「メディアとしての天皇制」『岩波講座 天皇と王権を考える 一〇』岩波書店、二〇〇二年。
- (8) 河西秀哉『「象徴天皇」の戦後史』講談社選書メチエ、二〇一〇年。
- (9) タカシ・フジタニ『天皇のページェント——近代日本の歴史民族誌から』米山リサ訳、NHKブックス、一九九四年、一四五頁。
- (10) Takashi Fujitani, *Splendid Monarchy: Power and Pageantry in Modern Japan*, University of California Press, 1998.
- (11) Sandra Wilson, "Enthroning Hirohito: Culture and Nation in 1920s Japan," in *The Journal of Japanese Studies*, Volume 37, Number 2, Summer 2011, pp.289-323.
- (12) 瀬畑源「象徴天皇制の形成と展開」『岩波講座 日本歴史 近現代四』岩波書店、二〇一五年、二六〇—二六一頁。
- (13) 同書、二八三頁。
- (14) 中島三千男『天皇の代替りと国民』青木書店、一九九〇年。
- (15) 岩井克己「平成流とは何か——宮中行事の定量的・定性的分析の一試み」『年報近代日本研究』二〇号、一九九八年。
- (16) 所功『年号の歴史——元号制度の史的研究 増補版』雄山閣、一九八九年。
- (17) 森茂暁『建武政権——後醍醐天皇の時代』講談社学術文庫、二〇一二年。
- (18) 藤田覚『江戸時代の天皇』講談社、二〇一一年、二二〇頁。
- (19) 引用は、国立国会図書館デジタルコレクション所収「法令全書」(<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787948/195>)。最終アクセス二〇一六年六月二〇日。
- (20) 鈴木洋仁「時間意識の近代——元号、皇紀、新暦を素材として」『情報学研究』八六号。
- (21) 古関彰一『日本国憲法の誕生』岩波現代文庫、二〇〇九年、一五〇頁。
- (22) 後藤謙次「竹下政権・五七六日」行研、二〇〇〇年、二二二頁。
- (23) 元号法定過程については、小林直樹「元号法成立の意味と問題点」『法律時報』五一巻八号、一九七九年を参照。
- (24) 的場順三『日本の7つの大問題』海鳥社、二〇一五年、二四二頁。
- (25) 原武史「『視覚的支配』と『時間支配』——近代天皇制の支配をめぐる覚書」『RATIO』1号、一一七頁、原武史「戦中期の（時間支配）」『増補版 可視化された帝国』、四一七頁。
- (26) 引用は、国立国会図書館デジタルコレクション所収『官報』一九二六年二月二十五日(<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2956454>)。最終アクセス二〇一五年九月五日。
- (27) 『昭和大礼記録資料』第一巻、不二出版、一九九〇年。
- (28) 引用は、国立公文書館デジタルアーカイブ所収「元号選定手続について」(<https://www.digital.archives.go.jp/das/image/M0000000000001159113>)。最終アクセス二〇一五年九月五日。
- (29) 宮内庁『平成大礼記録』宮内庁、一九九四年。
- (30) 後藤謙次「竹下政権・五七六日」行研、二〇〇〇年、二四九頁。
- (31) テレビ東京編『証言・私の昭和史① 昭和初期』文春文庫、一九八九年、一六頁。
- (32) 石渡隆之「公的記録上の「昭和」』『北の丸 国立公文書館報』(七)、一九七六年。
- (33) 後藤到人「元号」『岩波 天皇・皇室辞典』岩波書店、二〇〇五年、三七〇頁。

- (34) 後藤謙次『小淵恵三・全人像』行研、一九九一年、三三頁。
- (35) 小淵恵三「新元号『平成』誕生とマスコミ攻防戦」『文藝春秋』七三(一)、一九九五年、二二七―二八頁、傍線は引用者。
- (36) 石原信雄・吉田清久「新時代告げた『平成』の書 永田町博物館 第七回」『Yomiuri Weekly』六四卷二二三号、二〇〇五年、一一八―一九頁。
- (37) 楠田實『楠田實日記——佐藤栄作総理首席秘書官の二〇〇〇日』中央公論新社、二〇〇一年、七四〇頁。
- (38) 浅利慶太「時の光の中で——劇団四季主催者の戦後史」文春文庫、二〇〇九年。
- (39) 佐藤観樹「選対委員長報告」『社会民主』一九八九年一〇月号。
- (40) 逢坂巖『日本政治とメディア——テレビの登場からネット時代まで』中公新書、二〇一四年、一七六頁。
- (41) 原武史「視覚的支配」と「時間支配」——近代天皇制の支配をめぐる覚書、一一一頁。
- (42) 奥平康弘「日本国憲法と『内なる天皇制』」『世界』一九八九年一月号。
- (43) 赤坂憲雄『王と天皇』筑摩書房、一九八八年。
- (44) 苜部直「浮遊する歴史——一九九〇年代の天皇論」『社会科学研究』五八(一)、二〇〇六年。
- (45) この概念は、もともと哲学者の東浩紀が二〇〇一年に雑誌『ユリイカ』に連載した「過視的なものたち」(同誌二〇〇一年二、三、五、七月号)から発想を得ている。同連載は、その後、『動物化するポストモダン オタクから見た日本社会』(講談社現代新書、二〇〇一年)としてまとめられる。
- (46) アライヒヒロユキ『天皇アート論——その美、天々に通ず』社会評論社、二〇一四年。
- (47) 『グッド! モーニング』(テレビ朝日、二〇一六年七月一五日)、および『安住紳一郎の日曜天国』(TBSラジオ、二〇一六年八月一四日)。
- (48) 引用は、国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp/>) にある。最終
- アクセス二〇一六年一〇月一五日。傍線は引用者による。
- (49) 前掲注(8)、河西秀哉『象徴天皇』の戦後史』、第二章。
- (50) 保阪正康「昭和天皇実録」表と裏を視る 七四回 昭和二〇年代 占領期と民主主義体制(その八) 外国メディアからの天皇退位論 A級戦犯への絞首刑 天皇はどう捉えたか『サンデー毎日』二〇一六年四月一七月号、五一頁。ただし、この補論の主眼は、こうした昭和天皇の「退位」をめぐる史実を検証するところにはない。そうではなく、今回(二〇一六年夏)の一連の報道にあたって、なぜ、「生前退位」という用語が使われたのか、について仮説を示すところにある。
- (51) 国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp/>) による。最終アクセス日二〇一六年一〇月一五日。
- (52) 「宮内庁 週刊新潮に抗議」『読売新聞』二〇一三年六月二四日朝刊。
- (53) 今野元『教皇ベネディクトゥス一六世 「キリスト教的ヨーロッパ」の逆襲』東京大学出版会、二〇一五年
- (54) 「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」引用は、宮内庁のウェブサイト (<http://www.kunicho.go.jp/page/okotoba/detail/12>) による。最終アクセス二〇一六年一〇月一五日。傍線は引用者による。
- (55) この補論を執筆してから五日後、「皇后陛下お誕生日に際し」と題された「宮内庁記者会の質問に対する文書ご回答」の中で、この「生前退位」について、「それまで私は、歴史の書物の中でもこうした表現に接したことが一度もなかったので、一瞬驚きと共に痛みを覚えたのかもしれない。私の感じ過ぎであったのかもしれない」と述べられた (<http://www.kunicho.go.jp/page/kaiken/show/3>)。また、「Yahoo! JAPAN ニュース」(<http://news.yahoo.co.jp/pickup/621839>) でも、本稿と同様の論点が提示されている。いずれも最終アクセス二〇一六年一二月一四日。